

定期監査結果報告

(平成25年11月22日公表)

監査

地方自治法第199条第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告および意見を、同条第9項および第10項の規定により公表します。

平成25年11月22日

高松市監査委員

吉田 正己 (よしだ まさみ)

山下 稔 (やましたみのる)

井上 孝志 (いのうえ たかし)

落合 隆夫 (おちあい たかお)



Takamatsu City Audit Secretariat

高松市監査事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

平成25年度定期監査結果報告等について

1 監査対象部局

消 防 局

2 監査実施期間

平成25年8月27日から同年10月7日まで

3 所属別監査結果

No.	所管課等	指摘	意見	合計
1	総務課	2	1	3
2	予防課			
3	消防防災課			
4	情報指令課			
5	北消防署（朝日分署）			
6	南消防署（香川分署）			
7	東消防署（牟礼分署）			
8	西消防署（綾川分署）			
9	三木消防署			
	合計	2	1	3

【指摘】

条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

（平成25年8月以前の措置通知公表文では「今回の監査で指摘した事項」と表記）

【意見】

組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

（平成25年8月以前の措置通知公表文では「監査の結果に付する監査委員の意見」と表記）

4 監査対象事務

行政事務の執行および財務に関する事務の執行

5 監査対象となる事務の執行年度

平成24年度および平成25年度

6 監査の方法

平成24年度および平成25年度の行政事務の執行および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）および第15項（組織および運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部局から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

7 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

【平成25年度 消防局定期監査結果一覧】

H25.11.22

結果 No.	区 分 ※	項 目	公表文 該当 ページ	所 管 課 等
No.1	指摘	執行同決裁に係る財政審査について	P3	消防局総務課
No.2	指摘	物品管理に係る備品出納保管伝票等への記録について	P4	
No.3	意見	廃棄物処理業務委託契約の履行に係る産業廃棄物管理票の記載について	P5	

- ※ 指摘 . . . 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの
 (平成25年8月以前の措置通知公表文では「今回の監査で指摘した事項」と表記)
- ※ 意見 . . . 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの
 (平成25年8月以前の措置通知公表文では「監査の結果に付する監査委員の意見」と表記)

定期監査結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局

平成25年度 消防局定期監査

告示番号

高松市監査委員告示第27号

告示日

平成25年11月22日

所管課等

消防局総務課

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

執行伺決裁に係る財政審査について

内 容

高松市文書規程第16条および別表第2第3項第12号では、高松市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第1号に掲げる契約に係る使用料及び賃借料の執行伺について、財政課長およびその指名する職員の審査を受けることを規定し、平成23年2月28日付け高契号外財務部長、会計管理者通知「執行伺、契約事務等の取扱いについて（通知）」による「高松市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」の運用通知では、単価契約の事務処理について、翌年度以降の各年度においては、契約締結決裁に代えて、当該年度の予算執行内容を記載した1号決裁を作成し、その後同時決裁により支出するものとされているが、消防局および各署所で使用するコピー機の使用料については、平成24年度および25年度の予算執行伺決裁は作成されているものの、財政審査を受けていないので、今後、同種の決裁を起案する場合には、これらの規定等により適正に事務処理されたい。

定期監査結果

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局

平成25年度 消防局定期監査

告示番号

高松市監査委員告示第27号

告示日

平成25年11月22日

所管課等

消防局総務課

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

物品管理に係る備品出納保管伝票等への記録について

内 容

高松市物品会計規則第13条の規定により、物品を出納したときは、備品出納保管伝票等に記録し、物品の授受を明確にしなければならず、また、同規則第49条および第50条の規定により、物品取扱主任は、その保管備品について現在高調査を行い、同規則第3条に規定する物品の区分および別に定める物品の分類により整理しなければならないが、消防団用ホース（ホース径65ミリ）などについては、備品出納保管伝票に登録がなされていないので、今後、同種の事務処理を行う場合には、同規定により、適正に事務処理されたい。

定期監査結果

結果No.

No.3

監査実施年度／対象局

平成25年度 消防局定期監査

告示番号

高松市監査委員告示第27号

告示日

平成25年11月22日

所管課等

消防局総務課

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

廃棄物処理業務委託契約の履行に係る産業廃棄物管理票の記載について

内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の2 第1項第2号から第4号の規定により、産業廃棄物管理票には、氏名又は名称及び住所、産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地、管理票の交付を担当した者の氏名を記載しなければならないが、感染性廃棄物処理業務委託に係る同管理票には、それらの記載の無いものが見受けられたので、今後においては、同管理票等の記入方法について局内の周知徹底を図るとともに、適正な事務処理体制の確立に努められたい。

平成25年度定期監査結果報告等について

1 監査対象部局

上下水道局

2 監査実施期間

平成25年9月26日から同年11月6日まで

3 所属別監査結果

No.	所管課等	指摘	意見	合計
1	企業総務課	1		1
2	財務管理課			
3	財務管理課 財産契約室			
4	お客さまセンター	2		2
5	給排水設備課	1		1
6	水道整備課			
7	維持管理課			
8	浄水課	4		4
9	浄水課 水質管理センター			
10	下水道整備課			
11	下水道施設課			
	合計	8		8

【指摘】

条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの
(平成25年8月以前の措置
通知公表文では「今回の監査
で指摘した事項」と表記)

【意見】

組織及び運営の合理化の
観点から改善が望まれる
とされたもの
(平成25年8月以前の措置
通知公表文では「監査の結果
に付する監査委員の意見」と
表記)

4 監査対象事務

行政事務の執行, 財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理

5 監査対象となる事務の執行年度

平成24年度および平成25年度

6 監査の方法

平成24年度および平成25年度の行政事務の執行, 財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理が, 予算, 議決, 法令等に基づき, 適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に, 地方自治法第2条第14項(最少の経費で最大の効果を挙げる。)および第15項(組織および運営の合理化等)の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかに意を用いた。

監査に当たっては, 対象部局等から, 関係書類の提出を求めるとともに, 説明を聴取して実施した。

7 監査の結果

監査の結果, 事務の執行および経営に係る事業の管理については, おおむね適正に処理されていたが, 別記のとおり, その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは, 地方自治法第199条第12項の規定により, その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも, 法令等を遵守し, より一層, 厳正かつ適切な事務の執行および事業の管理に努められたい。

【平成25年度 上下水道局定期監査結果一覧】

H25.11.22

結果 No.	区分 ※	項目	公表文 該当 ページ	所管課等
No.1	指摘	契約書等の収入印紙について	P8	企業総務課
				浄水課
No.2	指摘	単価契約に係る契約書の作成について	P9	お客さまセンター
				浄水課
No.3	指摘	発注簿に係る事務処理について	P10	給排水設備課
				浄水課
No.4	指摘	発注簿（工事用）に係る事務処理について	P11	お客さまセンター
No.5	指摘	業務委託契約に係る個人情報の取扱いについて	P12	浄水課

- ※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの
 （平成25年8月以前の措置通知公表文では「今回の監査で指摘した事項」と表記）
- ※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの
 （平成25年8月以前の措置通知公表文では「監査の結果に付する監査委員の意見」と表記）

定期監査結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局

平成25年度 上下水道局定期監査

告示番号

高松市監査委員告示第27号

告示日

平成25年11月22日

所管課等

企業総務課

区分

指摘

意見

浄水課

指摘・意見
の項目

契約書等の収入印紙について

内容

契約書等に貼付する収入印紙については、印紙税法第2条、第3条第1項、第7条、第8条の規定により、同法別表第1課税物件表の各号の課税物件の区分に応じ、作成者は当該課税文書の種類により課されるべき印紙税に相当する金額の印紙を貼り付けることにより印紙税を納付することとされているが、企業総務課の高松市上下水道局広報用パネル編集制作に係る請書および浄水課の西ハゼ地区深井戸水位観測用地の賃借に係る土地賃貸借契約書については、各号文書に該当するもので、契約金額が1万円以上であるにもかかわらず、収入印紙が貼付されていないので、今後は、印紙税法に基づき適正な収入印紙が貼付された契約書等を収受されたい。

定期監査結果

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局

平成25年度 上下水道局定期監査

告示番号

高松市監査委員告示第27号

告示日

平成25年11月22日

所管課等

お客さまセンター

区分

指摘

意見

浄水課

指摘・意見
の項目

単価契約に係る契約書の作成について

内容

高松市契約規則第21条第1項ただし書の規定により、単価による契約を締結する場合には契約書の作成を省略することができないが、お客さまセンターの平成24年度自動検針システム利用料および浄水課の平成25年度検便検査業務委託については、請書により契約を締結しているため、今後、同種の契約を締結する場合は、適正に事務処理されたい。

定期監査結果

結果No.

No.3

監査実施年度／対象局

平成25年度 上下水道局定期監査

告示番号

高松市監査委員告示第27号

告示日

平成25年11月22日

所管課等

給排水設備課

区分

指摘

意見

浄水課

指摘・意見
の項目

発注簿に係る事務処理について

内容

高松市上下水道局発注簿等財務処理要領第4項第1号により、発注簿等による発注に当たっては、これが事実上の支出負担行為であると認識しなければならず、また、同要領第5項第1号および第6項第1号により、工事または物品を発注しようとするときは、発注簿により課長の決裁を受けなければならないが、給排水設備課のゴム印購入に係る発注簿については、見積徴取日が誤って記載されており、浄水課の御殿北香東川河床整備工事に係る発注簿については、工事発注日が記載されていないので、今後、同種の発注を行う場合には、同要領の規定により、適正に事務処理されたい。

定期監査結果

結果No.

No.4

監査実施年度／対象局

平成25年度 上下水道局定期監査

告示番号

高松市監査委員告示第27号

告示日

平成25年11月22日

所管課等

お客さまセンター

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

発注簿（工事用）に係る事務処理について

内容

高松市上下水道局発注簿等財務処理要領第4項第8号の規定によると、発注簿等に係る財務処理に当たっての留意事項として、兼命令の起案および回議に当たっては、1者随意契約による工事にあつては、着手前の写真を添付することとされているが、メーター周辺部改良工事発注に関する処理については、着手前の工事写真が添付されていないので、今後、同種の工事を発注する場合には、同規定により、適正に事務処理されたい。

定期監査結果

結果No.

No.5

監査実施年度／対象局

平成25年度 上下水道局定期監査

告示番号

高松市監査委員告示第27号

告示日

平成25年11月22日

所管課等

浄水課

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

業務委託契約に係る個人情報の取扱いについて

内 容

平成25年度検便検査業務の委託契約については、個人情報を取り扱う事務が含まれているにもかかわらず、その請書には、秘密保持および受託者の個人情報保護に関する条項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結する場合には、「個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合の留意事項等」に基づき、個人情報が適正に取り扱われるよう、契約条項を改められたい。